

○大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則（改正案）

平成十二年九月十八日

大分県規則第百六号

改正 平成十二年二月二日規則第一一九号

平成一三年三月三〇日規則第二四号

平成一八年三月三〇日規則第七号

平成一八年九月二九日規則第七七号

平成一八年一〇月一日規則第七九号

平成二八年三月三一日規則第五〇号

平成三〇年三月三〇日規則第五三号

令和元年七月一日規則第一五号

令和二年一二月四日規則第七二号

令和三年六月一日規則第七二号

令和四年三月三一日規則第一七号

令和五年三月三一日規則第三二二号

令和六年 月 日規則第 号

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則をここに公布する。

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 公害の防止に関する規制等

第一節 特定工場等に関する規制（第八条―第十六条）

第二節 削除

第三節 燃焼不適物の燃焼行為に関する規制（第十八条）

第四節 拡声機の使用等に関する規制（第十九条・第二十条）

第五節 削除

第六節 地下水の水質の浄化に関する措置（第二十二條―第二十四條）

第七節 非常時等の措置（第二十五条・第二十六条）

第三章 廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効利用（第二十七条）

第四章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第二十八条―第三十条）

第五章 オゾン層破壊物質の回収等（第三十一条・第三十二条）

第六章 事業者による自主的な環境管理（第三十二条）

第七章 雑則（第三十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、大分県生活環境の保全等に関する条例（平成十一年大分県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（排煙特定物質）

第三条 条例第二条第四号ニの排煙特定物質は、次にとおりとする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 塩素及び塩化水素
- 三 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- 四 鉛及びその化合物

第四条 削除

（平一八規則七）

（特定作業）

第五条 条例第二条第七号の特定作業は、別表第一のとおりとする。

（平一八規則七・一部改正）

第六条 削除

（平一八規則七）

第七条 削除

（平一八規則七七）

第二章 公害の防止に関する規制等

第一節 特定工場等に関する規制

（排煙に関する規制基準）

第八条 条例第五条第一項の排煙に関する規制基準は、同項第一号に掲げる事項については別表第二、同項第二号に掲げる事項については別表第三、同項第三号に掲げる事項については別表第四、同項第四号に掲げる事項については別表第五のとおりとする。

（一般粉じんに関する規制基準）

第九条 条例第五条第二項の一般粉じんに関する規制基準は、別表第六のとおりとする。

(排水に関する規制基準)

第十条 条例第五条第三項第一号の排水特定物質は、別表第七の上欄の種類に掲げる物質とし、同項の排水に関する規制基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、同表の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 条例第五条第三項第二号の規則で定める水の汚染状態を示す項目は、次のとおりとし、同項の排水に関する規制基準のうち同項第二号に掲げる事項に係るものは、別表第八のとおりとする。

- 一 水素イオン濃度（水素指数）
- 二 銅含有量
- 三 亜鉛含有量
- 四 溶解性鉄含有量
- 五 溶解性マンガ含有量
- 六 クロム含有量
- 七 大腸菌数
- 八 生物化学的酸素要求量
- 九 化学的酸素要求量
- 十 浮遊物質量
- 十一 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）
- 十二 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）
- 十三 フェノール類含有量
- 十四 窒素含有量
- 十五 燐含有量

(特定有害物質を含む排水の要件)

第十一条 条例第七条の特定有害物質は、別表第九の上欄に掲げる物質とし、同条の規則で定める要件は、同表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ、同表の中欄に掲げる検定方法により排水汚染状態を検定した場合において、同表の下欄に掲げる値以上の特定有害物質が検出されることとする。

(特定工場等の設置の届出事項)

第十二条 条例第八条第十三号の規則で定める事項は、特定工場等の設置者による環境への配慮の状況とする。

(変更の届出を要しない軽微な変更)

第十三条 条例第十条ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第八条第四号に掲げる事項の変更のうち現場事務所、守衛所、従業員の娯楽施設その他これらに類するものの新築、増築、改築、移転又は除却に係るものとする。

(届出書等の様式)

第十四条 次の各号に掲げる届出等は、それぞれ当該各号に定める届出書等によるものとする。

- 一 条例第八条又は第九条第一項若しくは第二項の規定による届出 特定工場等設置(使用)届出書(第一号様式)
- 二 条例第十条の規定による届出 特定工場等変更届出書(第二号様式)
- 三 条例第十三条の規定による届出 氏名等変更届出書(第四号様式) 又は特定工場等廃止届出書(第五号様式)
- 四 条例第十四条第三項の規定による届出 特定工場等地位承継届出書(第六号様式)
- 五 条例第十六条の規定による届出 改善措置届出書(第七号様式)
(令五規則三二・一部改正)

(届出書の提出部数)

第十五条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し一部を添えてしなければならない。

(排煙量等の測定方法等)

第十六条 条例第十七条の規則で定める特定工場等の設置者は、別表第十の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる者(以下本条において「測定義務者」という。)とし、同条の規定による排煙量及び排煙濃度又は排水量及び排水の汚染状態の測定は、測定義務者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

2 条例第十七条の規定による測定の結果の記録は、測定の結果を測定記録表(第八号様式)に記録し、当該測定記録表を測定の日から三年間保存することにより行わなければならない。

い。

第二節 削除

(平一八規則七)

第十七条 削除

(平一八規則七)

第三節 燃烧不適物の燃烧行為に関する規制

(燃焼不適物の燃焼行為の制限)

第十八条 条例第二十条第一項の特定事業者は、日本標準産業分類表の小分類に定める事業のうち次に掲げる事業を営む者及びその者から委託を受けて、次項で定める物を燃焼させる者とする。

- 一 一般廃棄物処理業
- 二 産業廃棄物処理業
- 三 再生資源卸売業
- 四 その他の鉄鋼業（鉄スクラップ加工処理業に限る。）

2 条例第二十条第一項の燃焼不適物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。ただし、廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物に該当する物を除く。

- 一 合成樹脂
- 二 ゴム
- 三 油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）
- 四 皮革
- 五 廃液

3 条例第二十条第一項の規則で定める焼却施設は、次に掲げる事項を備える施設とする。

- 一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却できること。
- 二 二次燃焼室を備え、かつ、通風を良好にする措置を講じた設備又はこれと同等以上の効果を有すると認められる設備を設けていること。
- 三 排煙処理のため、サイクロン若しくは洗淨集じん装置又はこれらと同等以上の機能を有すると認められる集じん装置を設けていること。

(平一三規則二四・一部改正)

第四節 拡声機の使用等に関する規制

(拡声機の使用に当たり遵守すべき事項)

第十九条 条例第二十三条第二項の規則で定める事項は、別表第十二のとおりとする。

(夜間営業等の騒音の制限)

第二十条 条例第二十四条第一項の規則で定める営業は、次のとおりとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業に該当するものを除く。

- 一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号の飲食店営

業

二 専らカラオケ装置（ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）を使用させて営む営業（前号に該当するものを除く。）

2 条例第二十四条第一項の規則で定める基準は、別表第十三のとおりとする。

（平二八規則五〇・令三規則七二・一部改正）

第五節 削除

（平一八規則七七）

第二十一条 削除

（平一八規則七七）

第六節 地下水の水質の浄化に関する措置

（地下水の事業者による調査）

第二十二條 条例第三十四条第一項の規則で定める者は、特定有害物質を含む水その他の液体の地下への浸透があつた可能性があると認められる時において、地下水の水質の汚濁の原因である可能性があると認められる土地において特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行つていた可能性があると認められる者（相続又は合併によりその地位を継承した者を含む。）とする。

（地下水の水質の浄化に係る指導）

第二十三條 条例第三十五条第一項の規則で定める者は、特定有害物質を含む水その他の液体の地下への浸透があつた時において、地下水汚濁原因地において特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行つていた者（相続又は合併によりその地位を継承した者を含む。）とする。

（地下水の水質の浄化に係る命令）

第二十四條 条例第三十六条第一項の必要な限度は、地下水に含まれる特定有害物質の量について別表第十五の上欄に掲げる特定有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次に掲げる地下水の利用等の状態に応じて定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる特定有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項の命令を二以上の者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者に係る地下水汚濁原因地における特定有害物質を含む水その他の液体の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定めら

れる当該地下水に含まれる特定有害物質の量の削減目標（以下「削減目標」という。）を達成することとする。

一 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合（第二号から第四号までに掲げるものを除く。） 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

二 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項の水道事業（同条第五項の水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第四項の水道用水供給事業又は同条第六項の専用水道のための原水として取水施設により取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口

三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により定められた大分県地域防災計画又は市町村の防災に係る計画に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

四 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。特定有害物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

2 前項の浄化基準及び削減目標は、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第九条の四の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成八年環境庁告示第五十五号）により測定した場合における測定値によるものとする。

（平一二規則一九・一部改正）

第七節 非常時等の措置

（非常時の措置）

第二十五条 条例第三十七条第一項の規則で定める物質は、次の表のとおりとする。

大気汚染に係る物質	
	アンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、燐化水素、塩化水素、二酸化窒素アクロレイン、二酸化硫黄、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫酸（三酸化硫黄を含む。）、弗化珪素、ホスゲン、二酸化セレン、クロルスルホン酸、黄磷、三塩化燐、臭素、ニッケルカルボニル、五塩化燐、メルカプタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

水質の汚濁に係る物質	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機磷化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEDPに限る。）、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、シス―一・二・ジクロロエチレン、一・一・二・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・三・ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、弗素及びその化合物、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素、ほう素及びその化合物、油（原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油をいう。）
------------	--

（公共用水域の緊急事態）

第二十六条 条例第三十八条第二項の規則で定める場合は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が、水質環境基準において定められた水質の汚濁の二倍に相当する程度（排水特定物質に該当する物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度）を超える状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

第三章 廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効利用

第二十七条 削除

（平一三規則二四）

第四章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

（自動車の駐車時の原動機停止の除外）

第二十八条 条例第五十一条ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 救急用自動車を緊急用務のため使用中の場合
- 二 自動車が大分県道路交通法施行細則（昭和五十一年大分県公安委員会規則第二号）第三条第一項第四号に掲げる車両に該当する場合（前号に該当するものを除く。）
- 三 自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の付属装置（自動車の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合

四 法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため停止する場合

五 その他駐車時に原動機の停止ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

(駐車場等の規模)

第二十九条 条例第五十二条第二項の規則で定める規模は、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートルとする。

(駐車場、自動車ターミナル以外の駐車施設)

第三十条 条例第五十二条第二項第三号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第二項第七号の自動車駐車場
- 二 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者又は従業員のために設置される駐車施設

三 特定の者の自動車の保管のために設置される駐車施設

四 客待ち又は貨物の積卸しのために自動車が駐車するために設置される駐車施設

(令二規則七二・一部改正)

第五章 オゾン層破壊物質の回収等

(オゾン層破壊物質)

第三十一条 条例第五十七条のオゾン層破壊物質は、次に掲げる物質で冷媒として用いられるものとする。

- 一 トリクロロモノフルオロメタン(別名CFC―11)
- 二 ジクロロジフルオロメタン(別名CFC―112)
- 三 トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC―113)
- 四 ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC―114)
- 五 クロロペンタフルオロエタン(別名CFC―115)
- 六 クロロジフルオロメタン(別名HCFC―111)
- 七 ジクロロトリフルオロエタン(別名HCFC―112)
- 八 クロロテトラフルオロエタン(別名HCFC―114)

(特定機器)

第三十二条 条例第五十八条の特定機器は、次のとおりとする。

- 一 圧縮機ユニットその他の冷凍機
- 二 自動車用エアコンディショナ、パッケージ用エアコンディショナその他の空気調和機器

三 家庭用冷蔵庫、冷蔵用ショーケースその他の冷凍冷蔵機器

四 自動販売機その他の冷凍機応用製品

第六章 事業者による自主的な環境管理

(環境管理導入事業者)

第三十三条 条例第六十二条の規則で定める事業者は、常時使用する従業員の数が三百人を超える事業所の設置者とする。

第七章 雑則

(立入検査等の身分証明書)

第三十四条 条例第六十八条第二項の身分を示す証明書は、立入検査員証(第九号様式)とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(施行の日)平成十二年二月二三日)

(大分県公害防止条例施行規則の廃止)

2 大分県公害防止条例施行規則(昭和四十七年大分県規則第三十一号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則施行の際現に特定工場等を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に係る別表第三、別表第六、別表第七(弗^ふ素含有量に係る部分に限る。)に定める規制基準は、この規則の施行の日から起算して六月を経過した日から適用する。

附則(平成十二年規則第一一九号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附則(平成一三年規則第二四号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附則(平成一八年規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成一八年規則第七七号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。

附則(平成一八年規則第七九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二八年規則第五〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成三〇年規則第五三号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第七二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第七二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第一七号）

この規則は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和四年四月一日）

附 則（令和五年規則第三二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第五条関係）

（令元規則二五・令五規則三二一・一部改正）

特定作業の種類	特定作業の内容	特定作業を行うための施設
一 石油製品の製造の作業	石油製品（石油ガス、揮発油、ナフサその他の石油精製に係る製品をいう。）の製造の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	イ 加熱炉 ロ 流動接触分解施設に係る触媒再生塔 ハ 洗浄施設 ニ 脱塩施設 ホ 蒸留施設 ヘ 脱硫施設
二 石油化学基礎製品の製造の作業	石油製品（石油ガス、揮発油、ナフサその他の石油精製に係る製品をいう。）の分解、分離、その他の処理によるエチレン、プロピレン及びその副製品の製造又はこれらの物質を原料とする芳香族系中間物若しくは脂肪族系中間物の製造の作業のうち下欄に掲げる施設のうちいずれかを用いる作業	イ 加熱炉 ロ 反応施設 ハ 洗浄施設（洗浄冷却施設を含む。） ニ 分離施設 ホ 蒸留施設

<p>三 合成樹脂の製造の作業</p>	<p>合成樹脂の製造の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>イ 反応施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設 ニ 蒸留施設</p>
<p>四 合成ゴムの製造の作業</p>	<p>合成ゴムの製造の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>イ 反応施設 ロ 洗浄施設 ハ 濃縮施設 ニ 分離施設 ホ 蒸留施設</p>
<p>五 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業</p>	<p>合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>イ 反応施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設 ニ 充填^{てん}施設</p>
<p>六 医薬品の製造の作業</p>	<p>医薬品の製造の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>イ 反応施設 ロ 発酵施設（培養施設を含む。） ハ 動物原料処理施設 ニ 混合施設（排水特定物質を含有するものに限る。以下この表において同じ。）</p>
<p>七 農薬の製造の作業</p>	<p>農薬の製造の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>イ 反応施設 ロ 抽出施設 ハ 混合施設 ニ 分離施設 ホ 蒸留施設</p>
<p>八 一の項から七の項までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業（一時的の最大の重油又は</p>	<p>有機化学工業製品の製造の作業（一の項から七の項までに掲げる作業を除く。）のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>イ 反応施設 ロ 混合施設 ハ 発酵施設（培養施設を含む。） ニ 蒸留施設</p>

<p>重油換算の燃料使用量が一キロリットル未満かつ一日の平均的な排水量（以下「日間平均排水量」という。）が一、〇〇〇立方メートル未満のもの（を除く。）</p>		<p>ホ 抽出施設 ヘ 分離施設 ト 洗浄施設（洗浄冷却施設を含む。）</p>
<p>九 化学肥料の製造の作業</p>	<p>化学肥料の製造の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>イ 反応施設 ロ 濃縮施設 ハ 焼成炉 ニ 溶解炉 ホ 破碎施設（水洗式に限る。） ヘ 分離施設</p>
<p>一〇 無機顔料の製造の作業</p>	<p>無機顔料の製造の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>イ 溶解炉 ロ 反応施設（反応炉を含む。） ハ 焼成炉 ニ 乾燥施設 ホ 洗浄施設 ヘ 分離施設</p>
<p>一 一 酸性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業</p>	<p>酸性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>イ 反応施設 ロ 塩化水素吸収施設 ハ 分離施設（塩水精製施設を含む。） ニ 電解施設</p>
<p>一二 一〇の項及び一一の項に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業（二</p>	<p>無機化学工業製品の製造の作業（一〇の項及び一一の項に掲げる作業を除く。）のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>イ 反応施設（反応炉を含む。） ロ 塩化水素吸収施設 ハ 蒸留施設</p>

<p>時間の最大の重油又は重油換算の燃料使用量が一キロリットル未満かつ日間平均排水量が一、〇〇〇立方メートル未満のものを除く。）</p>	<p>一三 コークスの製造の作業</p>		<p>ニ 抽出施設 ホ 分離施設 ヘ 混合施設 ト 洗浄施設（洗浄冷却施設を含む。）</p>
<p>一四 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業（二時間の最大の重油又は重油換算の燃料使用量が一キロリットル未満かつ日間平均排水量が一、〇〇〇立方メートル未満のものを除く。）</p>	<p>コークス（石油コークスを除く。）の製造の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>		<p>イ 溶鉱炉 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 焼結炉 ホ 金属溶解炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であるものに限り。以下この表（一七の項を除く。）において同じ。） ヘ 焙焼炉 ト 製鋼用電気炉 チ 圧延施設（製管施設を含む。）</p>

<p>一五 非鉄金属若しくはその合金の製造又は非鉄金属基礎資材の製造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかをを用いる作業</p> <p>の作業（一時間の最大の重油又は重油換算の燃料使用量が一キロリットル未満かつ日間平均排水量が一、〇〇〇立方メートル未満のものを除く。）</p>	<p>非鉄金属若しくはその合金の製造又は非鉄金属基礎資材の製造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかをを用いる作業</p>	<p>イ 溶鋇炉</p> <p>ロ 金属溶解炉</p> <p>ハ 金属加熱炉（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たりの五〇リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であるものに限る。以下この表において同じ。）</p> <p>ニ 煨^か焼炉</p> <p>ホ 反応炉</p> <p>ヘ 直火炉</p> <p>ト 焼結炉</p> <p>チ ろ過施設</p> <p>リ 還元施設</p> <p>ヌ 電解施設</p> <p>ル 水銀精製施設</p> <p>ヲ 圧延施設</p>
<p>一六 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業（一時間の最大の重油又は重油換算の燃料使用量が一キロリットル未満かつ日間平均排水量が一、〇〇〇立方メートル未満のものを除く。）</p>	<p>建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかをを用いる作業</p>	<p>イ 金属溶解炉</p> <p>ロ 熱処理施設（金属加熱炉を含む。以下この表において同じ。）</p> <p>ハ 鍛造施設（金属加熱炉を含む。以下この表において同じ。）</p>

<p>一七 電気機械器具の製造の作業（一時間の最大の重油又は重油換算の燃料使用量が一キロリットル未満かつ日間平均排水量が一、〇〇〇立方メートル未満のものを除く。）</p>	<p>電気機械器具の製造の作業のうち下欄に掲げる施設の内、いずれかを用いる作業</p>	<p>イ 金属溶解炉（次号に掲げるものを除く。バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であるものに限る。）</p> <p>ロ 鉛蓄電池の製造の作業に用いる金属溶解炉</p> <p>ハ 熱処理施設</p> <p>ニ 鍛造施設</p> <p>ホ 化成施設（カドミウム電極又は鉛電極に係るものに限る。）</p> <p>ヘ 水銀精製施設</p>
<p>一八 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業（一時間の最大の重油又は重油換算の燃料使用量が一キロリットル未満かつ日間平均排水量が一、〇〇〇立方メートル未満のものを除く。）</p>	<p>船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業のうち下欄に掲げる施設の内、いずれかを用いる作業</p>	<p>イ 金属溶解炉</p> <p>ロ 船舶製造施設（製造する船舶の重量トンが一、〇〇〇トン以上であるものに限る。）</p> <p>ハ 熱処理施設</p> <p>ニ 鍛造施設</p>
<p>一九 精密機械器具の製造の作業（一時間の最大の重油又は重油換算の燃料使用量が一キロリットル未満かつ日間平均排水量が一、〇〇〇立方メートル未満のものを除く。）</p>	<p>精密機械器具の製造の作業のうち下欄に掲げる施設の内、いずれかを用いる作業</p>	<p>イ 金属溶解炉</p> <p>ロ 熱処理施設</p>

	<p>二四 パルプ、紙又は紙加工品の製造の作業（日間平均排水量が一、〇〇〇立方メートル未満のものを除く。）</p>			<p>ハ 湿式分別施設 ニ 脱水施設 ホ 成型施設 限る。）</p>
<p>二五 発電の作業（一時間の最大の重油又は重油換算の燃料使用量が一キロリットル未満のものを除く。）</p>	<p>二五 発電の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>イ ボイラー（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるものに限る。） ロ ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるものに限る。） ハ デーゼルエンジン（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるものに限る。） ニ ガスエンジン（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三五リットル以上である</p>		

<p>二六 ガスの製造の作業</p>	<p>石炭ガス、水性ガス又は油ガスの製造の作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>ものに限る。） イ ガス発生炉 ロ 加熱炉 ハ コークス炉 ニ 分離施設 ホ ガス冷却洗浄施設</p>
<p>二七 汚水又は廃液の処理の作業（日間平均排水量が一、〇〇〇立設を用いる作業方メートル未満のものを除く。）</p>	<p>二以上の事業所から排出される汚水又は廃液の共同処理の作業のうち下欄に掲げる施設を用いる作業</p>	<p>処理施設（二以上の事業所から排出される汚水又は廃液を共同で処理するものに限る。）</p>
<p>二八 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業（二時間の最大の重油又は重油換算の燃料使用量が一キロリットル未満のものを除く。）</p>	<p>燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業のうち下欄に掲げる施設を用いる作業</p>	<p>ボイラー（冷暖房施設を含む。燃料の焼焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるものに限る。）</p>
<p>二九 物の表面処理又はめっきの作業</p>	<p>物の表面処理又はめっきの作業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>イ 表面処理施設（酸又はアルカリによるものに限る。） ロ 脱脂洗浄施設（有機塩素系溶剤（トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・一―ジクロロエチレン、一・二―ジクロロエタン、シス―</p>

	<p>三〇 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出業のうち下欄に掲げる施設のいずれかを 用いる作業</p>	<p>一・二―ジクロロエチレン、一・一―トリクロロエタン、一・二―トリクロロエタンに限る。)を用いるものに限る。)</p> <p>ハ めつき施設(真空めつきに係るものを除く。)</p>
	<p>三〇 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作 業</p>	<p>貯蔵施設(原油、揮発油、ナフサ若しくはジェット燃料(一気圧の状態において留出量が五パーセントのときの温度が一〇〇度以下の原油、揮発油、ナフサ又はジェット燃料に限る。)又は有機溶剤(単一成分でないものにあつては一気圧の状態において留出量が五パーセントのときの温度が一〇〇度以下であるもの及び単一成分であるものにあつては一気圧の状態において沸点が一〇〇度以下であるものに限る。)を貯蔵する施設で容量が一、〇〇〇キ</p>

		<p>ロ リットル以上であるものに限る。）</p> <p>ロ 出荷施設（揮発油（一気圧の状態において留出量が五パーセントであるときの温度が一〇〇度以下であるものに限る。）をタンク車又はタンクローリーに給油する油槽所（貯蔵施設の容量が一、〇〇〇キロリットル以上であるものに限る。）又は製油所に設置される出荷施設に限る。）</p>
--	--	---

備考 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料一〇リットル、ガス燃料（液化石油ガスを除く。）一六ノルマル立方メートル（温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した体積）又は液化石油ガス若しくは固体燃料一六キログラムがそれぞれ重油一〇リットルに相当するものとして行う。ただし、ガスエンジンに係る重油以外の燃料の重油の量への換算は、気体燃料にあつては次の換算式により行い、液体燃料にあつては一〇リットルが重油一〇リットルに相当するものとして行う。この場合において、当該換算式中、気体燃料の発熱量は、総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は一リットルにつき四〇、一八六・〇八キログジュールとする。

重油換算量（一時間当たりリットル） \parallel 換算係数 \times 気体燃料の燃焼能力（一時間当たりノルマル立方メートル）

換算係数 \parallel 気体燃料の発熱量（一ノルマル立方メートル当たりキログジュール） \div 重油の発熱量（一リットル当たりキログジュール）

別表第二（第八条関係）

（令五規則三二・一部改正）

窒素酸化物の許容限度は、次の式により算定した窒素酸化物の量とする。

$$Q = [k_2 (C \cdot V) + k_1 \{k_1 (C_i \cdot V_i) \}] / 10^6$$

上の式において、 Q 、 C 、 C_i 、 V 、 V_i 及び k_1 は、それぞれ次の値を表すものとする。

- Q 窒素酸化物の量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)
- C 付表第一に掲げる施設についてその種類ごとに大気汚染防止法第三条第一項の規定に基づき平成十二年十二月二十三日前までに公布された総理府令で定められた窒素酸化物に係る排出基準の値で当該施設に適用されるもの(単位 一立方メートルにつき立方センチメートル)

CI 特定工場等に V_i の平成十二年十二月二十三日以後に設置される付表第一に掲げる施設についてその種類ごとに付表第二の第四欄に掲げる値

V 特定工場等に設置されている付表第一に掲げる施設(II)の平成十二年十二月二十三日以後に設置されるものを除く。)ごとの次の式により換算した乾き排出ガス量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

$$V = \{ (21 | O_s) / (21 | O_n) \} \times V_n$$

この式において、 O_n 、 O_s 及び V_n は、それぞれ次の値を表すものとする。

O_n 次の表の上欄に掲げる付表第二の各項の施設について次の表の下欄に掲げる値とする。

五一の項、五二の項	0
四の項、五の項	4
一の項	5
二の項、三の項、一五の項、一六の項、二五の項、三七の項、四六の項	6
六の項、四八の項	7
一七の項	8
九の項、一九の項	10
一二の項、一三の項、一四の項	11
一〇の項、二七の項、二八の項、二九の項、三四の項、三五の項、四二の項、四三の項、四四の項	12
五〇の項	13
七の項、二〇の項	14
八の項、一〇の項、一八の項、二二の項、二三の項、二四の項、三二の項、三三の項、三三の項、三八の項、三九の項、四一の項、四五の項	15

二二の項、二六の項、三六の項、四〇の項、四九の項	16
二〇の項	18

Os 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあっては、二〇パーセントとする。）（単位 百分率）

V、 日本産業規格（以下「規格」という。） \approx 八八〇八に定める方法により測定された乾き排出ガス量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

V1 特定工場等に平成十二年十二月二十三日以後に設置される付表第一に掲げる施設ごとのVと同じ式により換算した乾き排出ガス量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

K 次の表に掲げるV1（V1に対応する排出ガス中の酸素の濃度で換算しない湿り排出ガス量の和）の値の区分ごとに定める係数

V1	一〇、〇〇〇未満	一〇、〇〇〇以上	四〇、〇〇〇以上	二〇〇、〇〇〇以上
	四〇、〇〇〇未満	二〇〇、〇〇〇未満	〇・九五	〇・八五
K	一			

備考

1 窒素酸化物の許容限度を適用する場合における窒素酸化物の量の測定は、規格K〇一〇四に定める方法により窒素酸化物の濃度を、規格 \approx 八八〇八に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定して算定することにより行うものとする。

2 窒素酸化物の濃度は、次の式（付表第二の二二の項及び二三の項に掲げる施設のうち専ら酸素を用いて燃焼を行うもの、四四の項に掲げる溶解炉のうち鉛酸化物の製造の用に供するもの、四六の項に掲げる反応炉のうち鉛酸化物又は硝酸鉛の製造の用に供するもの並びに四七の項に掲げる施設にあっては、 $N=Ns$ ）により算定した窒素酸化物の濃度とする。

$$N = \{ (21 | On) \ / \ (21 | Os) \} \times Ns$$

1)の式において、 N 、 On 、 Os 及び Ns は、それぞれ次の値を表すものとする。

N 窒素酸化物の濃度（単位 ppm）

On 窒素酸化物の許容限度を算定する式におけるVの項のOnと同じ

Os 窒素酸化物の許容限度を算定する式におけるVの項のOsと同じ

Ns 規格K〇一〇四に定める方法により測定した窒素酸化物の濃度（単位 ppm）

3 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

付表第一

一 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
二 水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一日当たり二〇トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
三 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煨焼炉（一五の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。
四 金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（一五の項に掲げるものを除く。）	
五 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに一五の項及び二五の項から二七の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が一平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が〇・五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。
六 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
七 石油製品、石油化学製品又はコールドル製品の製造の用に供する加熱炉	
八 石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。
九 石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり六リットル以上であること。
一〇 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、
一一 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供	一時間当たり五〇リットル以上であるか、

			<p>する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（二七の項に掲げるものを除く。）</p>	
		<p>一二 乾燥炉（一五の項及び二四の項に掲げるものを除く。）</p>		
		<p>一三 製銃、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉</p>	<p>変圧器の定格容量が一、〇〇〇キロボルトアンペア以上であること。</p>	
	<p>一四 廃棄物焼却炉</p>		<p>火格子面積が二平方メートル以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であること。</p>	
	<p>一五 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉</p>	<p>原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上であるか、火格子面積が〇・五平方メートル以上であるか、羽口断面面積が〇・二平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり二〇リットル以上であること。</p>		
	<p>一六 カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設</p>	<p>容量が〇・一立方メートル以上であること。</p>		
	<p>一七 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設</p>	<p>原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。</p>		
	<p>一八 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽</p>	<p>バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三リットル以上であること。</p>		
	<p>一九 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉</p>			
	<p>二〇 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る。前二項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）</p>	<p>原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が一時間当たり五〇キログラム以上であること。</p>		
	<p>二一 アルミニウムの精錬の用に供する電解炉</p>	<p>電流容量が三〇キロアンペア以上であること。</p>		
<p>二二 燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原</p>	<p>原料として使用する燐鉱石の処理能力が一</p>			

<p>料として燐鉱石を使用するものに限る。)の時間当たり八〇キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であること。</p>	
<p>二三 弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）</p>	<p>伝熱面積（規格$\text{H}201$及び$\text{H}203$に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。）が一〇平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が一キロワット以上であること。</p>
<p>二四 トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉</p>	<p>原料の処理能力が一時間当たり八〇キログラム以上であるか、火格子面積が一平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。</p>
<p>二五 鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉</p>	<p>バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が四〇キロボルトアンペア以上であること。</p>
<p>二六 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉</p>	<p>バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。</p>
<p>二七 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設</p>	<p>容量が〇・一立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり四リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が二〇キロボルトアンペア以上であること。</p>
<p>二八 硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設</p>	<p>硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が一時間当たり一〇〇キログラム以上であること。</p>

二九	コークス炉	原料の処理能力が一日当たり二〇トン以上であること。
三〇	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
三一	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三〇リットル以上であること。
三二	ガス機関	
三三	ガソリン機関	

付表第二

六	付表第一の二の項に掲げる施設		一	付表第一の一の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの	排出ガス量が五〇万立方メートル以上 排出ガス量が四万立方メートル以上五〇万立方メートル未満 排出ガス量が一万立方メートル以上四万立方メートル未満	六〇 一〇〇 一三〇
			二	付表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が七〇万立方メートル以上 排出ガス量が四万立方メートル以上七〇万立方メートル未満 排出ガス量が四万立方メートル未満	二〇〇 二五〇 三〇〇
			三	付表第一の一の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が一〇平方メートル未満のものであって固体燃料を燃焼させるもの		三五〇
			四	付表第一の一の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が一〇平方メートル未満のものであって液体燃料を燃焼させるもの(前項に掲げるものを除く。)		二六〇
			五	付表第一の一の項に掲げるボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	排出ガス量が五〇万立方メートル以上 排出ガス量が一万立方メートル以上五〇万立方メートル未満 排出ガス量が一万立方メートル未満	一三〇 一五〇 一八〇
			六	付表第一の二の項に掲げる施設	排出ガス量が一万立方メートル未満	一五〇

七	付表第一の三の項に掲げる培 ^{ばい} 焼炉																
八	付表第一の三の項に掲げる焼結炉																
九	付表第一の三の項に掲げる煅 ^か 焼炉																
〇	付表第一の四の項に掲げる溶鉱炉																
一	付表第一の五の項に掲げる溶解炉（キュー ポラを除く。）																
二	付表第一の六の項に掲げる加熱炉のう ちラジアントチューブ型加熱炉（排出ガ ス量が一万立方メートル以上二〇万立 方メートル未満のものに限る。）																
三	付表第一の六の項に掲げる加熱炉のう ち鍛接鋼管用加熱炉（排出ガス量が一万 立方メートル以上二〇万立方メートル 未満のものに限る。）																
四	付表第一の六の項に掲げる加熱炉のう ち前二項に掲げるもの以外のもの																
五	付表第一の七の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が一〇万立方メートル以上 排出ガス量が五千立方メートル未満	排出ガス量が一〇万立方メートル以上 排出ガス量が五千立方メートル未満	排出ガス量が一万立方メートル以上四万 立方メートル未満	排出ガス量が五千立方メートル以上二万 立方メートル未満	排出ガス量が四万立方メートル以上 立方メートル未満	排出ガス量が五千立方メートル以上二万 立方メートル未満	排出ガス量が五千立方メートル以上二万 立方メートル未満	排出ガス量が一万立方メートル以上二万 立方メートル未満	排出ガス量が五千立方メートル以上二万 立方メートル未満	排出ガス量が五千立方メートル以上二万 立方メートル未満	排出ガス量が五千立方メートル以上二万 立方メートル未満	排出ガス量が五千立方メートル以上二万 立方メートル未満	排出ガス量が五千立方メートル以上二万 立方メートル未満	排出ガス量が五千立方メートル以上二万 立方メートル未満	排出ガス量が五千立方メートル以上二万 立方メートル未満	排出ガス量が五千立方メートル以上二万 立方メートル未満
六	付表第一の八の項に掲げる触媒再生塔																
一	付表第一の九の項に掲げる燃烧炉																
		二五〇	二五〇	一八〇	一五〇	一三〇	一〇〇	一〇〇	一八〇	一五〇	一三〇	一〇〇	一〇〇	一八〇	一五〇	一三〇	二二〇

七	付表第一の一〇の項に掲げる焼成炉のうち石灰焼成炉(ガスを燃焼させるロータリーキルンに限る。)		二五〇
一	付表第一の一〇の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	排出ガス量が一〇万立方メートル未満	二五〇
九	付表第一の一〇の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	排出ガス量が一〇万立方メートル未満	三五〇
〇	付表第一の一〇の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの		四〇〇
二	付表第一の一〇の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの		三六〇
二	付表第一の一〇の項に掲げる溶融炉(ガラスの製造の用に供するものに限る。)		八〇〇
二	付表第一の一〇の項に掲げる溶融炉のうち前二項に掲げるもの以外のもの		四五〇
三	付表第一の一〇の項に掲げる施設のうち一八の項から前項までに掲げるもの以外のもの		一八〇
四	付表第一の一〇の項に掲げる施設のうち一八の項に掲げる施設		一八〇
五	付表第一の一〇の項に掲げる施設		一八〇
二	付表第一の一〇の項に掲げる乾燥炉		二三〇
六	付表第一の一〇の項に掲げる乾燥炉		二五〇
二	付表第一の一〇の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの(連続炉に限る。)		四五〇
七	付表第一の一〇の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの(連続炉に限る。)		七〇〇

八	却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（排出ガス量の四万立方メートル未満の連続炉に限る。）		
九	二 付表第一の一四の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち前二項に掲げるもの以外のもの（連続炉以外のものにあつては、排出ガス量が四万立方メートル以上のものに限る。）		二五〇
〇	三 付表第一の一五の項に掲げる培 ^{ばい} 焼炉		二二〇
一	三 付表第一の一五の項に掲げる焼結炉		二二〇
二	三 付表第一の一五の項に掲げる溶鉱炉のうち亜鉛の精練の用に供する鉱 ^{さき} 滓 ^{ざい} 処理炉（石炭又はコークスを燃料及び還元剤として使用するものに限る。）		四五〇
三	三 付表第一の一五の項に掲げる溶鉱炉のうち前項に掲げる溶鉱炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		一〇〇
三	三 付表第一の一五の項に掲げる溶解炉のうち銅の精練の用に供する精製炉（アンモニアを還元剤として使用するものに限る。）		三三〇
五	三 付表第一の一五の項に掲げる溶解炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		一八〇
三	三 付表第一の一五の項に掲げる乾燥炉		一八〇
六			

一	五	〇	五	九	四	八	四	七	四	六	四	五	四	四	三	四	二	四	一	四	〇	四	九	三	八	三	七	三	
	付表第一の三二の項に掲げるガス機関	ル機関	付表第一の三一の項に掲げるディーゼル機関	ビン	付表第一の三〇の項に掲げるガスター	炉	付表第一の二九の項に掲げるコークス		付表第一の二八の項に掲げる施設		付表第一の二七の項に掲げる反応炉		付表第一の二七の項に掲げる反射炉		付表第一の二七の項に掲げる溶解炉		付表第一の二六の項に掲げる溶解炉		付表第一の二五の項に掲げる溶解炉		付表第一の二四の項に掲げる焼成炉		付表第一の二四の項に掲げる乾燥炉		付表第一の二二の項に掲げる溶解炉		付表第一の二二の項に掲げる焼成炉		付表第一の一九の項に掲げる反応炉
	六〇〇		九五〇		七〇		一七〇		二〇〇		一八〇		一八〇		一八〇		一八〇		一八〇		一八〇		一八〇		六〇〇		一八〇		一八〇

五 付表第一の二三の項に掲げるガソリン	六〇〇
二 機関	

備考 排出ガス量は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりの湿り排出ガスの最大量とする。

別表第三（第八条関係）

一 炭化水素系物質の許容限度（別表第一の三〇の項に掲げる貯蔵施設及び出荷施設を除く。）

炭化水素系物質のうち次の表の上欄に掲げる物質について、同表の下欄に掲げる値とする。

炭化水素系物質の種類	許容限度
ベンゼン	一〇〇ミリグラム
トリクロロエチレン	三〇〇ミリグラム
テトラクロロエチレン	三〇〇ミリグラム

備考

1 この許容限度の数値は、施設の排出口から大気中に排出される排出ガスに含まれる炭化水素系物質の量で、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した乾き排出ガス一立方メートル当たりの量とする。

2 炭化水素系物質の量の測定は、捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管を用いて採取し、ベンゼンにあつては水素炎イオン化検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンにあつては水素炎イオン化検出器、電子捕獲検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法により行うものとする。

二 炭化水素系物質の排出の方法

炭化水素系物質に係る排煙は、付近に被害が生じないように、ダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。

三 炭化水素系物質を取り扱う施設に備えるべき設備の基準

施設に備えるべき設備の基準

施設	
貯蔵施設	貯蔵施設の屋根の構造を浮屋根式とするか又はこれと同等以上の炭化水素系物質の排出防止効果を有する装置を設置すること。
出荷施設	炭化水素系物質の排出口における濃度が八容量パーセント以下である排出防止装置又は炭化水素系物質の除去率が温度二〇度において八〇パーセント以上である排出

防止装置を設置すること。

備考 出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管を用いて採取し、水素炎イオン化検出器、電子捕獲検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法により行うものとする。

別表第四（第八条関係）

（令五規則三二一・一部改正）

ばいじんの許容限度は、次の式により算定したばいじんの量とする。

$$Q = \sum (C \cdot V) + k \{ \sum (C_i \cdot V_i) \}$$

この式において、 Q 、 C 、 C_i 、 V 、 V_i 及び k は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q ばいじんの量（単位 グラム毎時）

Ｃ 別表第二の付表第一に掲げる施設についてその種類ごとに大気汚染防止法第三条第一項の規定に基づき平成十二年十二月二十三日前までに公布された総理府令で定められたばいじんに係る排出基準の値で当該施設に適用されるもの（単位 一立方メートルにつきグラム）

C_i 特定工場等に V_i の平成十二年十二月二十三日以後に設置される別表第二の付表第一に掲げる施設についてその種類ごとに付表の第四欄に掲げる値

Ⅴ 特定工場等に設置されている別表第二の付表第一に掲げる設置 V_i の平成十二年十二月二十三日以後に設置されるものを除く。）ごとの次の式により換算した乾き排出ガス量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

$$V = \{ (21 - 0.5) \sqrt{(21 - 0.5n)} \} \times V_i$$

この式において、 $0.5n$ 、 0.5 及び V_i は、それぞれ次の値を表すものとする。

$0.5n$ 次の表の上欄に掲げる付表の各項の施設について次の表の下欄に掲げる値とする。

五七の項、五八の項	0
二の項、五の項	4
一の項	5
四の項、六の項、一九の項、二〇の項、三〇の項、四三の項、五三の項	6
七の項、八の項、五四の項	7
二一の項	8
二四の項	10
一八の項	11
三六の項	12

五六の項	13
二二の項、二三の項、二六の項、二七の項、二九の項、四五の項、四八の項	15
二八の項、三一の項、三二の項、四二の項、四七の項、五五の項	16
二五の項	18

Os 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあっては、二〇パーセントとする。）（単位 百分率）

V₁ 規格〔八八〇八に定める方法により測定された乾き排出ガス量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

V₂ 特定工場等に平成十二年十二月二十三日以後に設置される別表第二の付表第一に掲げる施設ごとのV₁と同じ式により換算した乾き排出ガス量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

K 次の表に掲げるV₁（V₂に対応する排出ガス中の酸素の濃度で換算しない湿り排出ガス量の和）の値の区分ごとに定める係数

V ₁	一〇、〇〇〇未満	一〇、〇〇〇以上四〇、〇〇〇未満	四〇、〇〇〇以上二二〇〇、〇〇〇以上
K	一	〇・九五	〇・九〇

備考

1 ばいじんの許容限度を適用する場合におけるばいじんの量の測定は、規格〔八八〇八に定める方法によりばいじん濃度及び排出ガス量をそれぞれ測定して算定することにより行うものとする。

2 ばいじんの濃度は、次の式（熱源として電気を使用する施設、付表の三の項に掲げるボイラー、九の項及び三七の項に掲げる焙焼炉、一〇の項、一一の項及び三八の項に掲げる焼結炉、一二の項に掲げる煨焼炉、一三の項に掲げる高炉、一四の項及び三九の項に掲げる溶鉱炉、一五の項及び四〇の項に掲げる転炉、一六の項に掲げる平炉、一七の項、四一の項、四六の項、四九の項、五〇の項及び五一の項に掲げる溶解炉、三二の項に掲げる骨材乾燥炉並びに三三の項、四二の項及び四七の項に掲げる乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉、五二の項に掲げる反射炉並びに五三の項に掲げる反応炉のうち鉛酸化物の製造の用に供するものにあつては、D=D_S）により算定されたばいじんの濃度とする。

$$D = \{21 | 0n\} / \{21 | 0s\} \times D_s$$

この式におけるD、0n、0s及びD_Sは、それぞれ次の値を表すものとする。

- D ばいじんの濃度(単位 一立方メートルにつきグラム)
- Os ばいじんの許容限度を定める式におけるWの項のOsに同じ
- Os ばいじんの許容限度を定める式におけるWの項のOsに同じ
- Ds 規格Z八八〇八に定める方法により測定されたばいじんの濃度(単位 一立方メートルにつきグラム)
- 3 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(一時間につき合計六分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- 4 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

付表

一	別表第二の付表第一の一の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの(五の項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・〇五
		排出ガス量が四万立方メートル未満	〇・一〇
二	別表第二の付表第一の一の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(五の項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が二〇万立方メートル以上	〇・〇五
		排出ガス量が四万立方メートル以上二〇万立方メートル未満	〇・一五
三	別表第二の付表第一の一の項に掲げるボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させたもの(五の項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が二〇万立方メートル以上	〇・一五
		排出ガス量が四万立方メートル以上二〇万立方メートル未満	〇・二五
四	別表第二の付表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が二〇万立方メートル以上	〇・一〇
		排出ガス量が四万立方メートル以上二〇万立方メートル未満	〇・二〇
五	別表第二の付表第一の一の項に掲げる	排出ガス量が四万立方メートル未満	〇・二〇
		排出ガス量が四万立方メートル未満	〇・三〇

一八	別表第二の付表第一の六の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・一〇
一九	別表第二の付表第一の七の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・一〇
二〇	別表第二の付表第一の八の項に掲げる触媒再生塔	排出ガス量が四万立方メートル未満	〇・一五
二一	別表第二の付表第一の九の項に掲げる燃焼炉	排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・一〇
二二	別表第二の付表第一の一〇の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。次項において同じ。）のうち土中釜	排出ガス量が四万立方メートル未満	〇・四〇
二三	別表第二の付表第一の一〇の項に掲げる焼成炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・三〇
二四	別表第二の付表第一の一〇の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・一〇
二五	別表第二の付表第一の一〇の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物料原料の製造の用に供するもの	排出ガス量が四万立方メートル未満	〇・二〇
二六	別表第二の付表第一の一〇の項に掲げる焼成炉のうち二三の項から前項までに掲げるもの以外のもの	排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・一五
二七	別表第二の付表第一の一〇の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供するもの	排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・一〇
二八	別表第二の付表第一の一〇の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	排出ガス量が四万立方メートル未満	〇・一五

二九	別表第二の付表一の一〇の項に掲げる 溶融炉のうち前二項に掲げるもの以外 のもの	排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・一〇
三〇	別表第二の付表第一の一の項に掲げ る反応炉及び直火炉	排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・一五
三一	別表第二の付表第一の一の項に掲げ る乾燥炉のうち骨材乾燥炉	排出ガス量が四万立方メートル未満	〇・二〇
三二	別表第二の付表第一の一の項に掲げ る乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外 のもの	排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・一五
三三	別表第二の付表第一の一の項に掲げ る乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外 のもの	排出ガス量が四万立方メートル未満	〇・二〇
三三	別表第二の付表第一の一三の項に掲げ る電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が 四〇パーセント以上のもにに限る。)の 製造の用に供するもの	排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・一五
三四	別表第二の付表第一の一三の項に掲げ る電気炉のうち合金鉄の製造の用に供 するもの(前項に掲げるものを除く。) 及びカーバイドの製造の用に供するも の	排出ガス量が四万立方メートル未満	〇・二〇
三五	別表第二の付表第一の一三の項に掲げ る電気炉のうち前二項に掲げるもの以 外のもの	排出ガス量が四万立方メートル未満	〇・二〇
三六	別表第二の付表第一の一四の項に掲げ る廃棄物焼却炉	焼却能力が一時間当たり四、〇〇〇キロ グラム以上	〇・〇四
三七	別表第二の付表第一の一五の項に掲げ る焙焼炉	焼却能力が一時間当たり二、〇〇〇キロ グラム以上四、〇〇〇キログラム未満 グラム未満	〇・〇八
		排出ガス量が四万立方メートル以上	〇・一五
		排出ガス量が四万立方メートル未満	〇・一〇

五三別表第二の付表第一の二七の項に掲げる反応炉（硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。）		〇・〇五
五四別表第二の付表第一の二九の項に掲げるコークス炉		〇・一五
五五別表第二の付表第一の三〇の項に掲げるガスタービン		〇・〇五
五六別表第二の付表第一の三一の項に掲げるディーゼル機関		〇・一〇
五七別表第二の付表第一の三二の項に掲げるガス機関		〇・〇五
五八別表第二の付表第一の三三の項に掲げるガソリン機関		〇・〇五

備考 排出ガス量は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりの湿り排出ガスの最大量とする。

別表第五（第八条関係）

一 排煙特定物質の許容限度

物質名	許容限度
カドミウム及びその化合物	〇・六ミリグラム
塩素	二〇ミリグラム
塩化水素	六〇ミリグラム
弗素、弗化水素及び弗化珪素	一六ミリグラム
鉛及びその化合物	五・〇ミリグラム

備考

1 この許容限度の数値は、施設の排出口から大氣中に排出される排出ガスに含まれる排煙特定物質の量で、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した乾き排出ガス一立方メートル当たりの量とする。

2 排煙特定物質の量は、カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物にあつては規格（八八〇八）に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、塩素にあつては規格（〇一〇六）に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、

塩化水素にあつては規格〇一〇七に定める方法のうちオシアン酸第二水銀法により測定される量として、弗素、弗化水素及び弗化珪素にあつては規格〇一〇五に定める方法のうち吸光度法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該排煙特定物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される排煙特定物質（一時間につき合計六分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

3 排煙特定物質の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

4 別表第二の付表第一に掲げる施設のうち、次の表の中欄に掲げる施設にあつては、同表の下欄に掲げる許容限度を適用する。

物質名	施設の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一〇の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供するもの並びに一五の項及び一六の項に掲げる施設	一・〇ミリグラム
	一七の項から二〇の項までに掲げる施設	三・〇ミリグラム
塩化水素	一四の項に掲げる廃棄物焼却炉	七〇〇ミリグラム
	一七の項から二〇の項までに掲げる施設	八〇ミリグラム
弗素、弗化水素及び弗化珪素	二〇の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの、二二の項に掲げる反応施設（過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（燐酸肥料の製造の用に供するものを除く。）並びに二三の項及び二四の項に掲げる施設	一・〇（三・〇）ミリグラム
	二一の項に掲げる電解炉	一・〇（三・〇）ミリグラム
	二二の項に掲げる反応施設（過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	二五ミリグラム

	二二の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉（ <small>りん</small> 酸質肥料の製造に用供するものに限る。）	μ
鉛及びその化合物	一〇の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するもの 一五の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに二五の項から二七の項までに掲げる施設 一五の項に掲げる焼結炉及び溶鋳炉	μ μ 三〇ミリグラ

備考

1 塩化水素の許容限度（一四の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算定した塩化水素の量とする。

$$C = \{ G / (21 - OS) \} \times CS$$

この式において、C、OS及びCSは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量（単位 ミリグラム）

OS 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）

CS 規格K〇一〇七に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって、圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したものの（単位 ミリグラム）

2 弗素、弗化水素及び弗化珪素の欄の括弧内の数値は、電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における排煙特定物質の量である。

二 排煙特定物質の排出の方法

排煙特定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないように、ダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。

別表第六（第九条関係）

次に掲げる措置のうちいずれかの措置を講ずることによるものとする。

一 一般粉じんを発生する作業は、一般粉じんが飛散しにくい構造の建物内で行うこと。
二 一般粉じんを発生する作業は、一般粉じんが飛散しないように集じん設備を設置する（一）。

三 一般粉じんを発生する作業は、一般粉じんが飛散しないように散水設備を設けて散水を行うこと。

四 一般粉じんを発生する作業は、一般粉じんが飛散しないように防じんカバー等で覆

うこと。

五 一から四までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

別表第七（第十条関係）

（平一二規則一一九・一部改正）

排水特定物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	一リットルにつき一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム
一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき二ミリグラム
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム

ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきほう素一〇ミリグラム 海域に排出されるもの一リットルにつきほう素二三〇ミリグラム
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふつ素八ミリグラム 海域に排出されるもの一リットルにつきふつ素一五ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム

備考

- 1 排水の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）による。
- 2 「検出されないこと」とは、1に定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年環境省令第四号）附則別表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等に係る許容限度は、この表の規定にかかわらず、当該業種ごとにそれぞれ同環境省令附則別表の下欄に掲げるとおりとする。
- 4 特定工場等に二以上の排水口がある場合は、それぞれの排水口ごとにこの許容限度を適用する。

別表第八（第十条関係）

（平一二規則一一九・令四規則一七・一部改正）

- 一 第十条第二項第一号から第七号までに掲げる項目の許容限度は、次の表の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

項目	許容限度
水素イオン濃度（水	海域以外の公共用水域に排出されるもの 五・八以上八・六以下

素指数)	海域に排出されるもの 五・〇以上九・〇以下
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム
溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム
大腸菌数	一ミリリットルにつき八〇〇コロニー形成単位

備考

- 1 排水の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法による。
- 2 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）附則別表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等に係る許容限度は、この表の規定にかかわらず、当該業種ごとにそれぞれ同環境省令附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

3 特定工場等に二以上の排水口がある場合は、それぞれの排水口ごとにこの許容限度を適用する。

二 第十条第二項第八号から第十五号までに掲げる項目の許容限度は、次の式により算定した排水の負荷量とする。ただし、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第四条の二第一項に規定する指定項目については、特定工場等が同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に該当する場合には、適用しないものとする。

$$Q = \{k_1 (C_1 \cdot V_1) + k_2 (C_2 \cdot V_2) + k_3 (C_3 \cdot V_3)\} / 10^3$$

この式において、 Q 、 C_1 、 C_2 、 C_3 、 V_1 、 V_2 、 V_3 、 k_1 、 k_2 及び k_3 は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 排水の負荷量（単位 一日につきキログラム）

C_1 V_1 に係る排水口における項目ごとに付表に掲げる値（単位 一リットルにつ

きミリグラム）

C_2 V_2 に係る排水口における項目ごとに付表に掲げる値（単位 一リットルにつ

きミリグラム）

C_3 V_3 に係る排水口における項目ごとに付表に掲げる値（単位 一リットルにつ

きミリグラム）

V1 昭和四十七年四月二十日前に設置されている施設及び設備（以下「施設等」という。同日前に設置の工事を行っている施設等を含む。）に係る日間平均排水量（水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準（以下「上乘せ排水基準」という。）が適用されない特定工場等にあつては、発電用冷却水を除く。以下同じ。）（単位 一日につき立方メートル）

V2 昭和四十七年四月二十日以後平成十二年十二月二十三日前に設置されている施設等に係る日間平均排水量及び昭和四十七年四月二十日以後平成十二年十二月二十三日前に行われている施設等の構造・使用方法の変更により増加した日間平均排水量（単位 一日につき立方メートル）

V3 平成十二年十二月二十三日以後に設置される施設等に係る日間平均排水量及び平成十二年十二月二十三日以後に行われる施設等の構造・使用方法の変更により増加する日間平均排水量（単位 一日につき立方メートル）

K1、K2及びK3 V1、V2及びV3の値の区分ごとに次の表に定める係数。ただし、窒素含有量及び燐含有量にあつては、K1を1.0として、K2をK1に、K3をK2にそれぞれ読み替えて適用し、また、上乘せ排水基準が適用される特定工場等の上乗せ排水基準項目にあつては、K1、K2、K3をそれぞれ1.0とする。

区分	V1、V2、V3の値（一日につき立方メートル）	K1	K2	K3
V1	三、〇〇〇未満	1.0		
	三、〇〇〇以上	〇.九		
	三、〇〇〇未満		〇.九	
V2	三、〇〇〇以上一〇、〇〇〇未満		〇.八	
	一〇、〇〇〇以上三〇、〇〇〇未満		〇.七	
	三〇、〇〇〇以上一〇〇、〇〇〇未満		〇.六	
	一〇〇、〇〇〇以上三〇〇、〇〇〇未満		〇.五	
	三〇〇、〇〇〇以上		〇.四	
	三、〇〇〇未満			〇.八
V3	三、〇〇〇以上一〇、〇〇〇未満			〇.七
	一〇、〇〇〇以上三〇、〇〇〇未満			〇.六

二〇、〇〇〇以上一〇〇、〇〇〇未満			五 〇 ・
一〇〇、〇〇〇以上二〇〇、〇〇〇未満			四 〇 ・
二〇〇、〇〇〇以上			三 〇 ・

備考

1 生物化学的酸素要求量の許容限度は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量の許容限度は、海域及び湖沼に排出される排水について適用する。

2 特定工場等から排出される排水の負荷量は、次の式により算定するものとする。

$$Q = \{ \alpha (C_c \cdot V_c) \} / 10^3 \text{ IH}$$

この式において、 Q 、 C_c 、 V_c 、 α 及びIHは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A 排出される排水の負荷量(単位 一日につきキログラム)
- B 各排水口における排水の濃度(単位 一リットルにつきミリグラム)
- C 各排水口から排出される排水量(単位 一日につき立方メートル)
- D 発電用冷却水に伴う負荷量(単位 一日につきキログラム)

3 排水の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法による。

付表

生物化学的酸素要求量	一 二 〇
化学的酸素要求量	一 二 〇
浮遊物質	一 五 〇
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	三 〇
フェノール類含有量	五
窒素含有量	六 〇
りん含有量	八

上乗せ排水基準が適用される特定工場等にあつては当該上乗せ排水基準の数値（日間平均が定められている項目についてはその数値）を、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）附則別表の中欄に掲げる業種に属する特定工場等にあつては当該業種ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる許容限度の日間平均の数値をそれぞれこの表に定める数値に替えて適用する。

別表第九（第十一条関係）

（平一一規則一一九・一部改正）

特定有害物質の種類	検定方法	値
カドミウム及びその化合物	規格☒〇一〇二の五十五に定める方法（規格☒〇一〇二の五十五・一に定める方法に あつては規格☒〇一〇二の五十五の備考 一に定める操作を行うものとする。）	一リットルにつきカド 〇・〇〇一ミリ
シアン化合物	規格☒〇一〇二の三十八・一・二及び三十一リットルにつきシア 八・二に定める方法又は規格☒〇一〇二の 三十八・一・二及び三十八・三に定める 方法	一リットルにつきシア 〇・一ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、 メチルパラチオン、メチルジ メトン及びEPNに限る。）	排水基準を定める省令に基づく環境大臣 が定める排水基準に係る検定方法（以下 「排水基準告示」という。）付表一に掲 げる方法	一リットルにつき〇・ 一ミリグラム
鉛及びその化合物	規格☒〇一〇二の五十四に定める方法（規 格☒〇一〇二の五十四・一に定める方法に あつては規格☒〇一〇二の五十四の備考 一に定める操作を、規格☒〇一〇二の五十 四・三に定める方法にあつては規格☒〇一 〇二の五十四の備考三に定める操作を行 うものとする。）	一リットルにつき鉛 〇・〇〇五ミリグラム
六価クロム化合物	規格K〇一〇二―三の二十四・三・一に 定める方法（着色している試料又は六価 クロムを還元する物質を含有する試料でラ ム 検定が困難なものにあつては、規格K〇	一リットルにつき六価 クロム〇・〇一ミリグ ラム

										一〇二―三の二十四・三・三・四のb) 及び規格K〇一〇二―三の二十四・二(規 格K〇一〇二―三の二十四・二・二は除 く)に定める方法)又は規格K〇一〇二 ―三の二十四・三・二に定める方法(た だし、塩分の濃度の高い試料を検定する 場合にあつては、日本産業規格K〇一七 〇―七の七のa)又はb)に定める操作 を行うものとする。)	
砒素及びその化合物		規格K〇一〇二の六十一に定める方法		一リットルにつき砒素 〇・〇〇五ミリグラム							
水銀及びアルキル水銀その 他の水銀化合物		水質汚濁に係る環境基準について(昭和 四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環 境基準告示」という。)付表一に掲げるム 方法		一リットルにつき水銀 〇・〇〇〇五ミリグラ							
アルキル水銀化合物		環境基準告示付表二及び排水基準告示付 表三に掲げる方法		一リットルにつきアル キル水銀〇・〇〇〇五 ミリグラム							
PCB		環境基準告示付表三に掲げる方法		一リットルにつき〇・ 〇〇〇五ミリグラム							
トリクロロエチレン		規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・ 一、五・四・一又は五・五に定める方法		一リットルにつき〇・ 〇〇二ミリグラム							
テトラクロロエチレン		規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・ 一、五・四・一又は五・五に定める方法		一リットルにつき〇・ 〇〇〇五ミリグラム							
ジクロロメタン		規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・ 三・二に定める方法		一リットルにつき〇・ 〇〇二ミリグラム							
四塩化炭素		規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・ 一、五・四・一又は五・五に定める方法		一リットルにつき〇・ 〇〇〇二ミリグラム							
一・二―ジクロロエタン		規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・ 一又は五・三・二に定める方法		一リットルにつき〇・ 〇〇〇四ミリグラム							
一・一―ジクロロエチレン		規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・ 三・二に定める方法		一リットルにつき〇・ 〇〇〇四ミリグラム							

		三・二に定める方法	〇〇二ミリグラム
		規格〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム
		規格〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法	〇〇〇五ミリグラム
		規格〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法	一リットルにつき〇・〇〇〇六ミリグラム
		規格〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法	〇〇〇六ミリグラム
		環境基準告示付表四に掲げる方法	一リットルにつき〇・〇〇〇六ミリグラム
		環境基準告示付表五の第一又は第二に掲げる方法	一リットルにつき〇・〇〇〇三ミリグラム
		環境基準告示付表五の第一又は第二に掲げる方法	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
		規格〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法	〇〇一ミリグラム
		規格〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法	一リットルにつき〇・〇〇〇二ミリグラム
		規格〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法	〇〇二ミリグラム

別表第十（第十六条関係）

（平一二規則一一九・令五規則三二一・一部改正）

一 排煙関係

項目	測定義務者	測定の方法等
窒素酸化物の量	別表第一に掲げる特定作業を行う者であつて、別表第二の付表第一のない作業期間ごとに一回以上（排煙発生施設にお	別表第二の備考二に定める方法により、二月を超え
	中欄に掲げる施設のうち、同表の下いて発生し、排出口から大気中に排出される排出	
	欄に掲げる規模以上の施設（ガスタガス量が毎時四万立方メートル未満の排煙発生施	
	ービン、ディーゼル機関、ガス機関設については年二回以上（一年間につき継続して	
	及びガソリン機関のうち専ら非常	休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、
	時において用いられるものを除く。	その期間のうち前年に属する期間が六月未満であ

	<p>以下「排煙発生施設」という。）を 使用するもの</p> <p>る場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六 月以上の排煙発生施設に係る測定については、年 一回以上）、別表第二の付表第一の二の項で定め る水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発 生炉及び加熱炉のうち、水蒸気改質方式の改質器 であって温度零度及び圧力一気圧の下における水 素の製造能力が毎時千立方メートル未満の施設 （気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限 る。）並びに燃料電池用改質器については五年に 一回以上）行うこと。</p>
<p>炭化水素系物質の濃度</p> <p>炭化水素系物質の濃度</p>	<p>炭化水素系物質のうち原材料から判断して排出す るおそれがあると認められるものについて、別表 第三の一の表の備考に定める方法により、年二回 以上（一年間につき継続して休止する期間（前年 から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年 に属する期間が六月未満である場合は、当該前年 に属する期間を含む。）が六月以上の排煙発生施 設に係る測定については、年一回以上）行うこと。</p> <p>別表第三の三に定める設備の基準の適用を受ける 出荷施設から排出する揮発油については、同表の 備考に定める方法により、当該揮発油の濃度又は 除去率を年二回以上測定すること。</p>
<p>ばいじんの量</p> <p>ばいじんの量</p>	<p>別表第一に掲げる特定作業を行う 者であって、排煙発生施設を使用す るもの</p> <p>別表第四の備考に定める方法により、二月を超え ない作業期間ごとに一回以上（排煙発生施設にお いて発生し、排出口から大気中に排出される排出 ガス量が毎時四万立方メートル未満の排煙発生施 設については年二回以上（一年間につき継続して 休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、 その期間のうち前年に属する期間が六月未満であ る場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六 月以上の排煙発生施設に係る測定については、年</p>

排煙特 定物質 の濃度	別表第一に掲げる特定作業を行う 者であつて、排煙発生施設を使用す るもの	排煙特定物質のうち原材料から判断して排出する おそれがあると認められるものについて、別表第 五の備考に定める方法により、二月を超えない作 業期間ごとに一回以上（排煙発生施設において発 生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量 が毎時四万立方メートル未満の排煙発生施設につ いては、年二回以上（一年間につき継続して休止 する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その 期間のうち前年に属する期間が六月未満である場 合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以 上の排煙発生施設に係る測定については、年一回 以上）を行うこと。

二 水質関係

項目	測定義務者	測定の方法等
水素イオン濃度（水素指 数）、生物化学的酸素要求 量の負荷量、化学的酸素要 求量の負荷量、浮遊物質量 の負荷量、ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量（鉱油類 含有量又は動植物油脂類含 有量）の負荷量、フェノー	別表第一に掲げる特定作業を行う 者のうち、日間平均一立方メートル 以上の排水を排出する排水口を 有するもの	当該排水口の排水について、 当該排水口の排水について、 一週間に一回以上行うこと。
	別表第一に掲げる特定作業を行う 者のうち、日間平均千立方メートル 以上一立方メートル未満の排水 を排出する排水口を有するもの	

ル類含有量の負荷量、窒素含有量の負荷量、 ^{りん} 燐含有量の負荷量	別表第一に掲げる特定作業を行う者のうち、日間平均三百立方メートル以上千立方メートル未満の排水を排出する排水口を有するもの	当該排水口の排水について、一月間に一回以上行うこと。
その他の項目の濃度	別表第一に掲げる特定作業を行う者	当該排水口の排水について、一月間に一回以上行うこと。

備考

- 1 当該排水口の排水が規制基準を超える可能性のない項目については、測定を省略することができる。
- 2 検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法による。

別表第十一 削除

(平一八規則七)

別表第十二(第十九条関係)

(平一三規則二四・平一八規則七九・平三〇規則五三・一部改正)

- 一 次に掲げる施設の敷地の周囲五〇メートル以内の区域においては、拡声機を使用しないこと。
 - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校
 - ロ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する乳児院及び保育所
 - ハ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
 - ニ 図書館法(昭和二十五年法律第一百八号)第二条第一項に規定する図書館
 - ホ 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
 - ヘ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院
 - ト 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
- 二 午後八時から翌日の午前九時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- 三 地上二〇メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。

- 四 同一の場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は一回一〇分以内とし、一回につき一〇分以上の休止時間をおくこと。
- 五 移動して拡声機を使用する場合は、一地点に停止して連続して一〇分以上放送しないこと。

六 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から一〇メートル離れた地点（一〇メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点）において、次に掲げる区域ごとの音量を超えないこと。

第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
五五デシベル	六五デシベル	七〇デシベル	七五デシベル

備考

1 区域の区分は、次のとおりとする。

- 第一種区域 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
- 第二種区域 都市計画法第八条第一項の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域並びに同項第一号において用途地域と総称する地域以外の地域
- 第三種区域 都市計画法第八条第一項の規定により定められた商業地域及び準工業地域
- 第四種区域 都市計画法第八条第一項の規定により定められた工業地域

2 「デシベル」とは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

3 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性(FAST)を用いることとする。

4 騒音の測定の方法は、規格「八七三二」による時間率騒音レベルによるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。

- 一 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合はその指示値
- 二 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
- 三 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九〇パーセントレ

ンジの上端の数値

四 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の九〇パーセントレンジの上端の数値

別表第十三(第二十条関係)

(平三〇規則五三・一部改正)

第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
四〇デシベル	四五デシベル	五〇デシベル	五五デシベル

備考

1 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項の規定に基づく指定地域については、同法第四条第一項の規定に基づき当該地域指定の際に定めた区域の区分ごとの規制基準をこの表の基準に替えて適用する。

2 区域の区分は、次のとおりとする。

第一種区域 都市計画法第八条第一項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び田園住居地域

第二種区域 都市計画法第八条第一項の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域並びに同項第一号において用途地域と総称する地域以外の地域

第三種区域 都市計画法第八条第一項の規定により定められた商業地域及び準工業地域

第四種区域 都市計画法第八条第一項の規定により定められた工業地域

3 「デシベル」とは、計量法別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

4 騒音の測定に用いる計器は、別表第十二の六の項の表の備考3に定めるところによる。

5 騒音の測定方法及び騒音の大きさの決定は、別表第十二の六の項の表の備考4に定めるところによる。

6 測定場所は、営業施設等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定することができるものとする。

別表第十四 削除

(平一八規則七七)

別表第十五（第二十四条関係）

（平一一規則一一九・一部改正）

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びBPNに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇二ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量 〇・〇四ミリグラム
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
チラウム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム

セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム
ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素一ミリグラム
ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素〇・八ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の 合計量一〇ミリグラム
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム

備考 「検出されないこと」とは、水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める測定方法（平成八年環境庁告示第五十五号）により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

第1号様式

(表)

特定工場等設置(使用)届出書

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人にあつては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務
所の所在地〕

届出者 住所
氏名

大分県生活環境の保全等に関する条例第8条(第9条第1項又は第2項)の規定により、特定工場等について、次のとおり届け出ます。

*整理番号			
特定工場等の名称			
特定工場等の所在地	用途地域の区分		
業 種	特定作業の種類		
資 本 金	円	従業員数	人
	品 目	1月当たりの生産量	品 目
主要生産品目 及び生産量			
主要な原材料 及び消耗資材 の種類(品目)、 用途及び使用 量	種 類 (品 目)	用 途	1月当たりの 使用量

	設置年月日	年月日	工事着手 予定年月日	年月日	使用開始 予定年月日	年月日
特定作業の概要 (特定作業の工程)						
連絡先	担当者氏名： 部		課 電話番号： 係		(内線)	

連

絡

先

担当者氏名：

部

課 電話番号：

係

(内線)

(集)

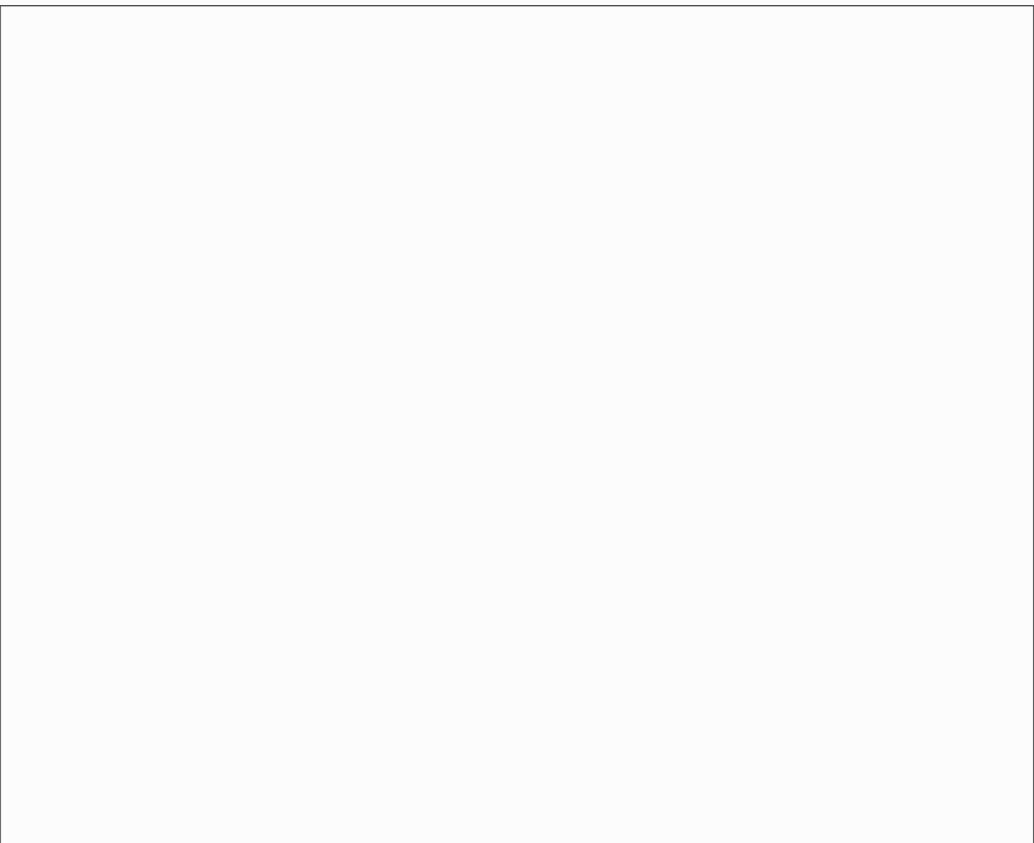
敷地面積	㎡	建築面積	㎡			
作業場面積	屋内	㎡	屋外			
建築物の配置、構造及び用途	別紙1のとおり					
特定作業を行うための施設	種類(名称)	能力又は動力(KW)	台数	番号	構造、配置、使用方法等	
					別紙1～4のとおり	
排出水の種類別排水量(m ³ /日)	排水番号	排水量	工程排水	冷却排水	洗浄排水	その他
	排水口1					
	排水口2					
	排水口3					
	排水口4					
	計					
燃料の種類及び使用量(1時間当たり)	重油	k _l	用水の種類及び使用量(1日当たり)	上水	工業用水	㎡ ³
	ガス	Nm ³				㎡ ³
		kg				㎡ ³
公害防止方法の概要	(排煙関係)					
	(一般粉じん関係)					
(水質関係)						

備考 1 構造、配置、使用方法等の欄の別紙は、別紙1から4までのうち該当する様式を

- 使用すること。
- 2 特定作業の種類の種類には、別表第1の上欄に掲げる項番号及び特定作業の種類を記載すること。
 - 3 設置届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 4 特定作業を行うための施設の種類(名称)の欄には、別表第1の下欄に掲げる番号及び名称を記載すること。
 - 5 排水量の欄には、日間平均排水量を記載すること。
 - 6 特定工場等の位置図を添付すること。
 - 7 届出書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
 - 8 *印の欄には、記載しないこと。

別紙1

敷地内における建物及び施設の配置及び構造並びに用水及び排水の系統図



備考

- 1 建物の用途及び施設番号を記載すること。
- 2 用水及び排水系統については、用水(青)及び排水(赤)の色分けをすること。
- 3 他に適当な図面があれば、それによることができる。

排煙を発生する施設の構造

特定作業の種類		
特定工場等における施設番号		
特定作業を行うための施設の 種類(名称)		
名称及び型式		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
伝熱面積 (m ²)		
燃料の燃焼能力 (重油換算1/h)		
原料の処理能力 (t/h)		
火格子面積又は羽口面断 面積 (m ²)		
変圧器の定格容量 (KVA)		
触媒に付着する炭素の燃 焼能力 (kg/h)		
焼却能力 (kg/h)		
乾燥施設の容量 (m ³)		
電流容量 (KA)		
合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)		
貯蔵容量 (kl)		

模

その他施設の能力等		
-----------	--	--

- 備考
- 1 特定作業の種類の場合は、別表第1の上欄に掲げる項番号及び特定作業の種類を記載すること。
 - 2 特定作業を行うための施設の種類(名称)の場合は、別表第1の下欄に掲げる番号及び名称を記載すること。
 - 3 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 4 規模の欄には、別表第1の下欄に規定する項目等について記載すること。
 - 5 施設の構造図とその主要寸法を記載した概要図を添付すること。

排煙を発生する施設の使用の方法

特定工場等における 施設番号	おける 時間 時間/回		日 日/月		おける 時間 時間/回		日 日/月	
	1日の使用時間 及び月使用日数 等	季節変動						
原料の発生に影響のあるものに限る。)	原料中の成分割合(%)	硫黄分 カドミ ウム分	鉛 弗素分		硫黄分 カドミ ウム分	鉛 弗素分		
燃料中の成分割合 (%)	灰分	硫黄分	窒素分		灰分	硫黄分	窒素分	
発熱量								
通常の使用量								
混合割合								
排出ガス量 (Nm ³ /h)	湿り	最大	通常		最大	通常		
	乾き	最大	通常		最大	通常		
排出ガス温度 (℃)								
排出ガス中の酸素濃度 (%)								
排煙の濃度	窒素酸化物 (容量比ppm)	最大	通常		最大	通常		
	ばいじん (g/Nm ³)	最大	通常		最大	通常		
	ベンゼン (mg/Nm ³)	最大	通常		最大	通常		
	トリクロロエチレン (mg/Nm ³)	最大	通常		最大	通常		
	テトラクロロエチレン (mg/Nm ³)	最大	通常		最大	通常		
	カドミウム及びその他の 化合物 (mg/Nm ³)	最大	通常		最大	通常		
	塩素 (mg/Nm ³)	最大	通常		最大	通常		
	塩化水素 (mg/Nm ³)	最大	通常		最大	通常		
	弗素・弗化水素及び 弗化珪素 (mg/Nm ³)	最大	通常		最大	通常		

	鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)		最大	通常	最大	通常
	排煙量	窒素酸化物 (Nm ³ /h)	最大	通常	最大	通常
	ばいじん (g/h)	最大	通常	最大	通常	
参 考 事 項						

- 備考
- 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記入に当たっては、重量比(%)又は容量比(%)の別を明らかにすること。
 - 2 排煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
 - 3 排煙の濃度は、処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
 - 4 参考事項の欄には、排煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法を記載するほか、発電の作業のうちガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンのについては、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

排煙の処理の方法

排煙に係る処理施設の特定工場等における施設番号			
処理に係る排煙を発生する施設の特定工場等における施設番号			
排煙の種類、処理施設及び型式			
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大		
	通常		
排出ガス温度 (℃)	処理前		
	処理後		
窒素酸化物 (容量比ppm)	処理前		
	処理後		
ばいじん (g/Nm ³)	処理前		
	処理後		
ベンゼン (mg/Nm ³)	処理前		
	処理後		
トリクロロエチレン (mg/Nm ³)	処理前		
	処理後		
テトラクロロエチレン (mg/Nm ³)	処理前		
	処理後		
カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前		
	処理後		
塩素 (mg/Nm ³)	処理前		
	処理後		
塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前		
	処理後		

理

処

弗素・弗化水素及び弗化珪素 (mg/Nm ³)	処理前		
	処理後		
鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前		
	処理後		
排煙量 窒素酸化物 (Nm ³ /h)	最大	処理前	
	最大	処理後	
	通常	処理前	
	通常	処理後	
能力 集捕率 (%)	ばいじん		
	ベンゼン		
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	カドミウム及びその化合物		
	塩素		
	塩化水素		
	弗素・弗化水素及び弗化珪素		
	鉛及びその化合物		
	使用状況	1日の使用時間及び月使用回数等	時～時 時間/回/日 日/月
排出口の実高さ及び内径 (m)			
補正された排出口の高さHe (m)			
排出速度 (m/s)			

- 備考 1 炭化水素系物質の受け入れ、保管、又は出荷の作業に係る貯蔵施設又は出荷施設については、排煙処理施設の種類、名称及び型式の欄に、炭化水素系物質の排出を防止する装置の内容を記入すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 排煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

- 4 補正された排出口の高さは、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
- 5 処理施設の構造図とその主要寸法を記載した概要図を添付すること。

一般粉じんを発生する施設の構造等

特定作業の種類			
特定工場等における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
規模			
使用及び管理の方法	集塵機の種類・型式	集塵機の種類・型式	
		集塵機効率 (%)	
	送風機の原動機出力 (kW)		
	防塵カバー、フード等の設置状況		
	水・薬液の種類・名称		
散水、薬液散布等	装置の種類・型式・基数		
		装置の能力(m ³ /h)	
	散水・散布の方法		
その他の方法			

- 備考
- 1 この様式において、一般粉じんを発生する施設とは、付表に掲げる施設とする。
 - 2 特定作業の種類のカラムには、別表第1の上欄に掲げる項番号及び特定作業の種類を記載すること。
 - 3 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出

の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

4 規模の欄には、コークス何にあっては原料の処理能力、貯室数及び炭化時間について、堆積場にあつては面積及び堆積能力について、コンベアにあつてはベルト幅又はバケット内容積、単基の長さ(m)と基数及び運搬能力について、並びに破砕機、摩砕機又はふるいにあつては原動機の定格出力及び処理能力等について記載すること。

5 その他の方法の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。

6 一般粉じんの発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フールドを含む。)の構造とその主要寸法を記載した概要図を添付すること。

付表

1	ユークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。
2	鉱物(ユークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
3	ベルトコンベア及びバスケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバスケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
4	破碎機、摩砕機(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。
5	ふるい(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。

別紙4-1

汚水を排出する施設の構造及び使用の方法

特定作業の種類			
特定工場等における施設番号			
特定作業を行うための施設の種類(名称)			
型式			
構造			
主要寸法(単位：m)			
能力			
配置	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
1日の使用時間(季節的変動を含む)	時～時 (時間) 時間/回 回/日	時～時 (時間) 時間/回 回/日	時～時 (時間) 時間/回 回/日
原材料及び消耗資材の種類(品目)及び1日当たりの使用量			
参考事項			

備考 1 特定作業の種類のカ欄には、別表第1の上欄に掲げる項番号及び特定作業の種類を記載すること。

2 特定作業を行うための施設の種類(名称)のカ欄には、別表第1の下欄に掲げる番号及び名称を記載すること。

- 3 設置届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 4 特定作業を行うための施設の構造図とその主要寸法を記載した概要図を添付すること。

汚水等の処理(公害の防止)の方法、排水の汚染状態及び量

汚水処理施設名						
種類、型式、処理方式						
構造						
主要寸法(単位:m)						
能力						
設置年月日	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり			
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
1日の使用時間 (季節的変動を含む)						
消耗資材の種類(品目)及び1日当たりの使用量						
実処理水量(m ³ /日)						
残さの種類、生成量及びその処理方法						
排水口における排水の量及び汚染状態(汚染状態を示す項目の単位は、pH、大腸菌群数を除き、mg/lとする。)	排水口番号 排水量 (m ³ /日)	1	2	3	4	
		pH				
		BOD				
		COD				
		SS				
		T-N				
項目	T-P					
排水の排出先						
排水量(m ³ /日)	合計	内訳 V1	V2	V3		

備考

- 1 設置届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排水量の欄には、日間平均排水量を記載すること。
- 3 V1の欄には昭和47年4月20日前に設置されている施設及び設備(以下「施設等」という。)(同日前に設置の工事を行っている施設等を含む。)(に係る日間平均排水量(上乗せ排水基準が適用されない特定工場等にあつては発電用冷却水を除く。以下同じ。))を、V2の欄には昭和47年4月20日以後平成12年12月23日前に設置されている施設等に係る日間平均排水量及び昭和47年4月20日以後平成12年12月23日前に行われている施設等の構造・使用方法の変更により増加した日間平均排水量を、V3の欄には平成12年12月23日以後に設置される施設等に係る日間平均排水量及び平成12年12月23日以後に行われる施設等の構造・使用方法の変更により増加する日間平均排水量をそれぞれ記載すること。
- 4 汚水の処理系統図及び汚水処理施設の構造図を添付し、汚水の処理系統図には、汚水を排出する施設及びその排水量を明記すること。

環境への配慮の状況

(1) 公害の発生要因の低減の状況
(2) 化学物質の適正な管理の状況
(3) 廃棄物の発生の抑制及び適正処理の状況
(4) 二酸化炭素の発生抑制その他地球環境保全対策の状況
(5) 組織体制の整備等の状況

備考 特定工場等の設置又は変更に伴って、自ら配慮した、公害の発生要因の低減、化学物質の適正な管理、廃棄物の発生の抑制及び適正処理、二酸化炭素の発生抑制及びオゾン層保護対策等の地球環境保全対策の状況、条例第61条に規定する組織体制の整備の状況等について記載すること。

第2号様式

(表)

特定工場等変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

〔 法人にあっては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務
所の所在地 〕

住 所
届出者 氏 名

大分県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定により、同条例第8条(第5号、第6号、第7号、第8号、第11号、第12号)に掲げる事項の変更について、次のとおり届け出ます。

*整理番号								
特定工場等の名称								
特定工場等の所在地								
業 種	特定作業の種類			変更前		変更後		
	資 本 金	円	従業員数	人	作業時間	時 分	時 分	
主要生産品目及び生産量	品 目	1月当たりの生産量	品 目	1月当たりの生産量	品 目	1月当たりの生産量	品 目	1月当たりの生産量
主要な原材料及び消耗資材の種類(品目)、用途及び使用量	種 類 (品 目)		用		途		1月当たりの使用量	
設置年月日	年 月 日	工事着手予定年月日	年 月 日	使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

変更の概要	
特定作業の概要 (特定作業工程)	
連絡先	担当者氏名： 部 課 電話番号： 係 (内線)

(裏)

建築物の配置、構造及び用途			別紙1のとおり							
作業場面積	屋内	変更前	m ²	変更後	m ²	屋外	変更前	m ²	変更後	m ²
特定作業を行うための施設	名	称	能力又は動力 (KW)							
	変更前									
	変更後									
	変更前									
	変更後									
別紙 1～4のとおり										
変更前										
変更後										
排水口番号	排水量	工程排水	冷却排水	洗浄排水	その他					
排水口1										
排水口2										
排水口3										
排水口4										
計										
燃料の種類	変更前					変更後				
燃料の使用量	変更前					変更後				
用水の種類	変更前					変更後				
用水の使用量	変更前					変更後				
(排煙関係)										
(一般粉じん関係)										
(排水関係)										
公害防止方法の概要										

備考

- 1 建物の配置及び構造の欄及び構造、配置、使用方法等の欄の別紙は、第1号様式の別紙1から別紙4までのうち該当する様式を使用し、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 特定作業の種類の場合は、別表第1の上欄に掲げる項番号及び特定作業の種類を記載すること。
- 3 特定作業を行うための施設の種類(名称)の欄には、別表第1の下欄に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 4 排水量の欄には、日間平均排水量を記載すること。
- 5 届出書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 6 *印の欄には、記載しないこと。

第4号様式

氏名等変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

〔 法人にあっては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務
所の所在地 〕

住所
届出者 氏名

大分県生活環境の保全等に関する条例第8条(第1号、第2号、第3号、第4号、第9号、第10号、第13号)に掲げる事項について変更があったので、同条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

		*整理番号	
特定工場等の名称			
特定工場等の所在地			
変更の内容	変更前	変更後	
変更の理由			
変更年月日	年	月	日
連絡先	部 課 係		
	担当者氏名：		
	電話番号：	(内線)	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 *印の欄には、記載しないこと。

第5号様式

特定工場等廃止届出書

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人にあつては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務
所の所在地〕

住所
届出者 氏名

特定工場等を廃止したので、大分県生活環境の保全等に関する条例第13条の規定により、
次のとおり届け出ます。

*整理番号	
特定工場等の名称	
特定工場等の所在地	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 *印の欄には、記載しないこと。

第6号様式

特定工場等地位承継届出書

年 月 日

大分県知事 殿

〔 法人にあっては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務
所の所在地 〕

住所
届出者 氏名

特定工場等に係る届出者の地位を承継したので、大分県生活環境の保全等に関する条例第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

*整理番号		
特定工場等の名称		
特定工場等の所在地		
承継の年月日	年 月 日	
被承継者	氏名又は 名称	
	住所	
承継の 原因		
連絡先	部 課 係	
	担当者氏名： 電話番号：	(内線)

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 *印の欄には、記載しないこと。

第7号様式

改善措置届出書

年 月 日

大分県知事 殿

〔 法人にあつては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務
所の所在地 〕

住 所
届出者 氏 名

特定工場等に係る改善措置を講じたので、大分県生活環境の保全等に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工場等の名称	
特定工場等の所在地	
改善措置完了年月日	年 月 日
改善措置の内容	

備考 公害防止施設等の構造図等を添付すること。

第8号様式(その2)

水 質 測 定 記 録 表

測定年 月日及 び時刻	測定場所		排水廻 りの 理 状	採 水 者	分 析 者	測定項目及び測定結果					備 考	
	名称	排水量 m ³ / 日										

備考 採水年月日と分析年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

(表)

第 号	立 入 検 査 員 証
	所属 職名 氏名
	年 月 日生
上記の者は、大分県生活環境の保全等に関する条例第68条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
	大分県知事 印

(裏)

大分県生活環境の保全等に関する条例抜すい (立入検査等)
第68条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定工場等その他の場所に立ち入り、帳簿書類、施設その他の物件を検査させ、又は関係人に知する指示若しくは指導を行わせることができる。
2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則)
第74条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
(6) 第68条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとすること。

第1号様式

(令元規則15・令3規則12・一部改正)

第2号様式

(令元規則15・令3規則12・一部改正)

第3号様式 削除

(令5規則32)

第4号様式

(令元規則15・令3規則12・一部改正)

第5号様式

(令元規則15・令3規則12・一部改正)

第6号様式

(令元規則15・令3規則12・一部改正)

第7号様式

(令3規則12・一部改正)

第8号様式 (その1)

第8号様式 (その2)

第9号様式